

忘れないで! 石綿(アスベスト)調査

石綿の事前調査は**元請業者**または**自主施工者**の**義務**です。

建物の解体や改修工事を行うときは、**石綿(アスベスト)を含む建材が使用されているかをあらかじめ調査しなければなりません。**

(大気汚染防止法第18条の15第1項、第4項)

- 調査は、工事の規模や建築時期に関係なく、**全ての建物**で必要です。
- 調査が義務付けられている者は、**元請業者**または**自主施工者**です。
- 事前調査の詳細は、説明ページまたは説明チラシをご覧ください。

島根県 石綿 事前調査



説明ページ



説明チラシ

令和4年4月1日から、事前調査の結果を**島根県(松江市域は松江市)に報告しなければなりません。**

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

- 令和4年4月1日以降に着手される工事について、**工事開始前**までに、調査結果を島根県(松江市域は松江市)に**報告**する必要があります。
- 報告が義務付けられている者は、**元請業者**または**自主施工者**です。
- 報告制度の詳細は、説明ページまたは説明チラシをご覧ください。


島根県 石綿 報告制度



説明ページ



説明チラシ



令和5年10月1日以降に着手される工事の事前調査は、 建築物石綿含有建材調査者等の資格者が 行う必要があります。

(大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号) ※令和5年10月1日施行

- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。
- 建築物の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は、計画的に資格者等の育成を進めてください。
- 資格者制度の詳細は、説明チラシをご覧ください。



説明チラシ

令和3年度に県内で予定されている講習の日程は次のとおりです。 ※各講習の詳細は、主催者のホームページをご参照ください。

主催：一般社団法人 島根労働基準協会

松江会場(一般)：令和3年12月7日(火)～8日(水)

松江会場(一般)：令和4年1月24日(月)～25日(火)

☎ 0852-23-1730 (島根労働基準協会)



島根労働基準協会HP

主催：建設業労働災害防止協会島根県支部

浜田会場(一般)：令和4年1月24日(月)～25日(火)

出雲会場(一般)：令和4年1月27日(木)～28日(金)

松江会場(一般)：令和4年2月14日(月)～15日(火)

出雲会場(一戸建て等)：令和4年2月24日(木)～25日(金)

☎ 0852-21-9004 (建設業労働災害防止協会島根県支部)



建設業労働災害防止協会
島根県支部HP

主催：一般財団法人 日本環境衛生センター

(共催：島根県、松江市)

松江会場(一般)：令和4年2月28日(月)～3月1日(火)

浜田会場(一般)：令和4年3月3日(木)～4日(金)

☎ 044-288-4919 (日本環境衛生センター)



日本環境衛生センターHP

【この資料についてのお問い合わせ】

島根県 環境生活部 環境政策課 大気・水環境グループ

〒690-8501 松江市殿町1番地

☎ 0852-22-5277 メール：kankyo@pref.shimane.lg.jp

松江市 環境保全部 環境保全課 公害対策係

〒690-0826 松江市学園南一丁目20番43号

☎ 0852-55-5274 メール：k-hozen@city.matsue.lg.jp

